

番号	1
項目	大阪社会医療センター再建策への社会福祉振興基金からの資金拠出決定の経緯、意思決定過程、法的根拠を公開し、あいりんまちづくり会議および地域にたいして説明・協議を行うこと。その際、社会福祉振興基金がどのような資金から構成されているのか、これまでどのような使途があったのか、それはどのように検討、意思決定されてきたのかを開示されたい。
<p>(回答)</p> <p>当該法人においては、この間、療養病床から入院単価の高い地域包括ケア病床への転換、介護事業所等との連携による増患のための取組、医薬品費の後発化や消耗品費の削減等経営の安定化に向け経営改善に取り組んできたところです。</p> <p>しかしながら、医業収益を大きく上回る医業費用が発生し経営継続が困難な状況が一層深刻化していること、外来患者や入院患者数の減少も大きく影響し経営は非常に厳しいことに加え、経営基盤が脆弱であることから大幅な経営改善は見込めず、安定的な経営基盤を構築するためには、早期に一般病床数を現在の 50 床から 30 床へ削減するとともに病床規模に見合う組織体制に見直し、経営を安定化させる抜本的な改革を行うことが必須と判断され、本市へ緊急要望の要請を提出されました。</p> <p>本市としても大阪社会医療センターは日雇労働者を含む地域住民の医療の確保、生活安定に大きな役割を果たしてきており、あいりん地域に居住する生計困難者等に対し医療面から支援を行っており地域には欠かせない病院であることから、本市では経営再建に向けた支援策を検討、早急に補正予算を編成する必要があることからこの度の判断に至ったところです。</p> <p>基金の活用を含む補正予算の編成にあたっては、当該残余金は地域の労働者のために使うとした方針にも沿ったものであること、必要性・妥当性・公平性の観点を踏まえた予算措置を行う必要があることから、所管局において制度設計・必要額・財源案を整理したうえで、経理・財政当局へ説明・協議を行い、副市長・市長への報告・説明を行ってまいりました。</p> <p>また、市議会に諮るため、補正予算案を令和 7 年 11 月 21 日に上程し、関係各議員や地元選出議員に対しても順次説明を行い、12 月 4 日の民生保健員会での審議を経て、12 月 11 日の本会議で可決・成立に至ったところです。</p> <p>西成特区構想の医療施設検討会議は、「あいりん総合センター」が耐震基準を満たしていないことが判明し解体されることが決定されたことに伴い、大阪社会医療センターの今後のあり方についても具体化を図る目的で設置されました。</p> <p>その後、地域を交えた意見交換のもとで、引き続き、あいりん地域に大阪社会医療センタ</p>	

一が必要であるという結論のもと、建替えが進められ当該検討会議は所期の役割を終了しておりますことから、現在、地域に対して大阪社会医療センターの今後について意見交換を行う会議体はございません。

なお、大阪社会医療センターは本市の行政目的及び施策を効果的かつ効率的に実施するために、本市が果たすべき役割を補完し、又は代替する活動を行う本市の外郭団体であり、病院運営は法人が主体的に行い、本市はその外郭団体の自律的な運営等を監理する立場にあります。

また、社会福祉法人が運営する病院経営等に特化した会議体ではありませんが、地域の町会や団体等との忌憚のない意見交換を行う場として、各地域連合振興町会、(仮称) 萩之茶屋まちづくり拡大会議、あいりんシェルター運営委員会、釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会等の会合があるものと認識しております。

引き続き、地域のニーズ・ご意見を伺いながら、残余金の活用について検討してまいります。

社会福祉振興基金につきましては、大阪市社会福祉振興基金条例(昭和63年4月1日条例第15号)に基づき、社会福祉の振興を図る事業の資金に充てるために設置されました。

基金の原資については個人等からの寄付金等で構成され、これまで特別養護老人ホームや障がい者グループホームの建設助成、鉄道駅舎エレベーター等設置にかかる助成など、社会福祉施設等の整備に関する経費に充ててきたところです。

なお、当該基金の活用にあたっては、予算編成過程において検討され市会の議決を経て決定してきたところです。

担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課	電話：(06) 6208-7924
----	-----------------	-------------------

番号	2
項目	大阪社会医療センターの経営再建計画および財政措置について、市民および地域関係者に対して情報公開を行うこと。
<p>(回答)</p> <p>公文書の情報公開については、大阪市情報公開条例に基づき、請求に応じて適切に対応いたします。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924

番号	3
項目	<p>あいりん貯蓄組合残預金3億2400万円の使用用途を再検討し、釜ヶ崎労働者の就労・生活保障施策への還元を優先すること。どのような目的で使用するかの検討を釜ヶ崎労働者の声をきき、速やかに検討プロセスを開始すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>当該残余金について、あいりん地域及びその周辺に暮らす方々、とりわけ日雇労働者等を含む生計困難者の生活の安定と福祉の向上に資するよう活用すべきものと認識しております。</p> <p>今回、本市が大阪社会医療センターの経営改革を支援するために基金を活用することとしたのは、同センターが無料低額診療や相談支援等を通じて、地域の労働者・住民が必要な医療につながり、生活の安定を図るうえで重要な役割を担ってきたことを踏まえ、医療提供体制を維持しつつ持続可能な運営へ移行させることが不可欠であると判断したためです。これは、当該残余金を「あいりん地域で労働者のために活用する」という趣旨に沿うものであると考えております。</p> <p>当該残余金の使途についての地域の声を丁寧に伺うにあたっては、地域の町会・団体等との忌憚のない意見交換の場として、各地域連合振興町会、(仮称)萩之茶屋まちづくり拡大会議、あいりんシェルター運営委員会、釜ヶ崎就労・生活保障制度の実現を目指す連絡会等の会合がございますが、それらの場を通じて、地域のニーズ・ご意見を伺いながら、福祉局において慎重に検討してまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 自立支援課 電話：(06) 6208-7924